

平成30年度一般入学者合否判定基準【外部資料】

沖縄県立球陽高等学校

I 合否判定方針

中学校より提出された調査書、学力検査及び面接の結果を加味して、学業成績並びに人物を総合的に判断して合否を決定する。

II 合否判定基準方針

平成30年度の本校の募集人員の範囲で、調査書、学力検査の結果の総合点の高い者から順に合否を審議する。

III 審議条項

- (1) 学習成績：評定「1」の教科を持つ者
- (2) 出席状況：出欠の記録については、いずれかの学年において遅刻、欠課、欠席10回以上の者
- (3) 面接：面接時において「C」判定を持つ者
- (4) 健康等：特に審議を要する者
- (5) その他：特に審議を要する者

IV 審議の手順（理数科、国際英語科とも同じ手順）

- (1) 総合点を算出する（調査書と学力検査の比重は4対6）
- (2) 各受検生をそれぞれ総合点の高い順に整列
- (3) 審議条項を持っている受検生の確認
- (4) 各圏の設定
 - ①A圏…総合点で整列した定員の約80%以内
 - ②A'圏…A圏で審議条項を持つ者
 - ③B圏…総合点で整列した定員の約110%以内でA圏の者を除く
 - ④C圏…A圏及びB圏以外の者
- (5) 以下の順序で各圏の審議を行う
 - ①A圏（A'を除く）に属する者は、合格とする。
 - ②帰国子女等の者を審議する。その際保留となった者については、B圏の者と一緒に審議する。
 - ③A'圏の者を審議する。その際保留となった者については、B圏の者と一緒に審議する。
 - ④C圏の中から、顕著な成績がある者引き上げる。
 - ⑤B圏の審議で、A'圏で保留になった者、C圏からひきあげた者を加え、総合的に判断し合格者を決定する。
 - ⑥第二志望の者については、原則として次のことを条件とし、審議・選抜の後、B圏に加える。
※第一志望学科判定で不合格となった者で、第二志望の記載がある者